〇国土交通省告示第七百七十五号

術 プ 建 的 基 V 築 準 ス 基 を 1 準 定 法 V 8 ス 施 る 1 行 等 コ 令 \mathcal{O} ン 件 昭 ク IJ 和 昭 + 和 1 造 五 五 + \mathcal{O} 年 八 建 政 年 築 令 建 第 物 設 又 は 省 百 \equiv 告 建 築 + 示 第千 八 物 号) \mathcal{O} 三 構 百 第 造 部 八 + 分 十 号) \mathcal{O} 構 条 第 \mathcal{O} 造 方 部 法 項 第二 を に 次 関 号 す \mathcal{O} る ょ 口 う 安 \mathcal{O} に 全 規 改 上 定 正 12 必 す 要 基 る な づ 技 き

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第三中「及び」を削る。

第 九 中 プ レ キ ヤ ス \vdash プ レ ス 1 レ ス コ ン ク IJ <u>۱</u> を プ V キ ヤ ス 1 プ V ス 1 レ ス 1 コ ン ク IJ 1

一に改める。

第 + 中 平 成 十 \equiv 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 三 百 七 十二号 第 項 第 号 本 文 を 昭 和 五. + 八 年 建 設

省 告 示 第 千 三百 + · 号 第 + 第 号 本 文 に 改 8 る

第十八第六号を次のように改める。

六 屋 根 S き 材 特 定 天 井、 外 装 材 及 U 屋 外 12 面 す る 帳 壁 に 0 1 7 は 次 \mathcal{O} 1 及 び 口 に 定 8 る

ろによる。

1

省 告 屋 根 示 第 S 千 き 兀 材 百 外 五. +装 材 七 号 及 第 び 屋 + 外 第 12 面 号 す に る 定 帳 壁 8 る が 構 造 第 計 号 算 に \mathcal{O} ょ 地 n 震 力 風 を 圧 考 並 慮 び 12 て、 地 震 そ 平 成 \mathcal{O} 他 + \mathcal{O} 震 年 動 建 設 及

び 衝 擊 に 対 L 7 構 造 耐 力上 安全であることを 確 か めること。

口 項 年 計 に ょ 算 \mathcal{O} 玉 特 規 定 つて に 土 定 交 ょ 天 通 荷 に 0 井 省告 基づ て 重 が 構 及 示 < 造 び 平 第七 外 国 成 耐 土 + = 力 力 交 百 上 に 安 通 七 対 年 <u>+</u> 全 大 建 L で 臣 構 設 省 造 あ \mathcal{O} 号第三第一 認 耐 告 ることが 定を受 力 示 第千 上 安 け 項 全 確 兀 に定 た で か 百 ŧ あ \Diamond 五 \otimes 5 \mathcal{O} ることを +る 七 又 れ 基 は 号第十一 た 場 準 同 告 に 合 確 · 適 示 に か 合する 第二号の お 第三第二項 めること。 1 て ŧ は の 、 規 この 第 ただ 定 に 令第三十 号に 基 限 Ĺ づ り で 定 平 < 九 成 な \emptyset 構 条 る 造 7 第三 十 五 構 計 造 算

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。